

平成23年度集団指導に対する質問への回答

6月30日に行われました「平成23年度居宅介護支援事業所等集団指導」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

質問： サービス担当者会議についてですが、介護保険外のサービス(自費ベッドや訪問マッサージ)を第2表に組み込んだ場合、その事業者もサービス担当者会議への出席又は照会が必要でしょうか？

回答： サービス担当者会議は、利用者、家族、介護支援専門員、主治医、サービス担当者等が出席して協議、調整する場です。

ご質問の、介護保険外サービスの担当者の出席ですが、運営基準上「介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。」とあります。介護保険サービス内外を問わず、第2表に組み込んだ場合は、ここでいう「担当者」に該当するものと考えます。よって、介護保険外のサービスに係わる担当者であっても原則的には、出席又は照会を依頼する必要があります。

ただ、会議の議題が限定的な内容の場合には、関連の担当者等のみを召集すれば足りる場合もあると考えられます。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条第9号
指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 5273-3497 FAX 3209-6010